

伊勢市公報

第497号
令和8年7月21日
火曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	33
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	35
教育委員会規則	
○ 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	37
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	39
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	41
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	42
○ 公金の収納に関する事務の委託について	43
○ 公金の収納に関する事務の委託について	44
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	45
○ 令和8年度補正予算の要領について	46
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	58
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	59
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	60
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	61
公 告	
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	62
○ 第3次伊勢市総合計画後期基本計画の策定について	63

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免
責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市監査委員条例及び市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊勢市監査委員条例（平成17年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年伊勢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、合計所得金額」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所

得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する
事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20
万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7
年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1
項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条
の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の
3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」
を加える。

附則第10条の2中第14項を第17項とし、第9項から第13項までを3項ず
つ繰り下げ、第8項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市
町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

11 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の
次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33

年法律第30号) 第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) 第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第

1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第34条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の 7 第 1 項前段、第34条の 8、第34条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の 2 第 1 項ただし書、第36条の 3 の 2 及び第36条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条及び附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第63条の改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 **金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)**の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の伊勢市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅

とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者

が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

- 5 新条例附則第19条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第63条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第15条の 11第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建

建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢フットボールヴィレッジの項から伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の項までを削る。

別表第2 に次のように加える。

伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊町 4383 番地 426
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町 4030 番地 2
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	伊勢市朝熊町 4030 番地 2

別表第3 伊勢フットボールヴィレッジの項から伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の項までを削り、同表中

「

伊勢市小俣児童体育館	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及び 毎週月曜日	午前 9 時から午後 10 時 まで 1 回の利用時間 昼間 3 時間、夜間 2 時間
伊勢市小俣総合体育館	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 10 時 まで
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 10 時 まで
伊勢市北浜スポーツグラウンド	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 6 時から午後 6 時 まで

」

を

「

伊勢市北浜スポーツグラウンド	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 6 時から午後 6 時 まで
----------------	----------------------------	----------------------

伊勢市小俣児童体育館	12月29日から翌年 1月3日まで及び 毎週月曜日	午前9時から午後10時 まで 1回の利用時間 昼間3時間、夜間2時間
伊勢市小俣総合体育館	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市大仏山公園ス ポーツセンター	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢フットボールヴィ レッジ	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 ソフトボール場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで
伊勢市朝熊山麓公園 グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後6時 まで

に改める。

別表第4中3の表から5の表までを削り、6の表を3の表とし、7の表から11の表までを3表ずつ繰り上げる。

別表第5に次の3表を加える。

5 伊勢フットボールヴィレッジ

(1) グラウンド等利用料金

施設名		利用者			ピッチ利 用 料 金 (1 時 間、1面 当たり)	照明設備利用料金 (1時間、1面当 たり)		備考
						全点灯	2分の 1点灯	
人工	Aピ	営利	伊勢	一般	3,660円	3,140円	2,090円	1時間

芝グラウンド	グッチ	を目的としな い場合	市民の場 合	高校 生以 下	1,780円			未満 は、1 時間と する。
			伊勢市民でな い場合		7,330円			
			営利を目的とする 場合		11,520円			
	Bピ ッチ	営利を 目的と しな い場 合	伊勢 市民 の場 合	一般	3,140円	—	—	
				高校 生以 下	1,570円			
				伊勢市民でな い場合	6,280円			
				営利を目的とする 場合				
	C・ Dピ ッチ	営利を 目的と しな い場 合	伊勢 市民 の場 合	一般	2,090円	3,140円	2,090円	
				高校 生以 下	1,040円			
				伊勢市民でな い場合	4,190円			
営利を目的とする 場合				11,520円				
天然 芝グ	Eピ ッチ	営利を 目的と しな い場 合	伊勢 市民	一般	1,040円	—	—	
				高校	520円			

ラウンド	的としな	の場合	生以下			
	い場合	伊勢市民でない場合		2,090円		
	営利を目的とする場合			11,520円		

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 附属設備等利用料金

区分		金額（１時間（放送設備一式及びプロジェクター一式については、１回）当たり）	備考
クラブハウス（Ａ・Ｂピッチ）	会議室 1	520円	１時間未満は、１時間とする。
	会議室 2	520円	
	審判室	520円	
	多目的スペース（全部利用）	1,570円	
	多目的スペース（一部利用）	1,040円	
	救護室	520円	
	ロッカールーム 1	520円	
	ロッカールーム 2	520円	
	ロッカールーム 3	520円	
	ロッカールーム 4	520円	

放送設備一式（Aピッチ）	1,040円
放送設備一式（Bピッチ）	1,040円
プロジェクター一式（多目的スペース）	520円

(3) 冷暖房設備利用料金

区分		金額（1時間 当たり）	備考
クラブハウス （A・Bピッチ）	会議室 1	100円	1 時間未満は、 1 時間とする。
	会議室 2	100円	
	審判室	100円	
	救護室	100円	
	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
クラブハウス （C・Dピッチ）	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	
	ロッカールーム 3	100円	
	ロッカールーム 4	100円	
ロッカーハウス	ロッカールーム 1	100円	
	ロッカールーム 2	100円	

6 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1 時間	310円	1 時間未満は、 1 時間とする。
伊勢市民でない場合	1 時間	620円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

7 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場

無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の伊勢市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた使用の許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている使用の許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後の伊勢市体育施設条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた利用の許可等の処分その他の行為又は利用の許可の申請その他の行為とみなす。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

- 3 伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「公園施設で」を「公園施設（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理するものを含む。）で」に、「使用させるもの」を「使用又は利用をさせるもの」に改める。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正す
る。

第51条第3項中「含む。）において同じ」を「含む」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保

育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同

じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条を次のように改める。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第

4 項若しくは第44条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。) を、前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第29条第 2 項又は第44条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 29 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）
の一部を次のように改正する。

別表使用料の部特別病室を使用する者の款個室（ホスピス病棟）の項中
「ホスピス病棟」を「緩和ケア病棟」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第 6 号

伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則(平成 29 年伊勢市教育委員会規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 3 号を加える。

- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
- (5) 伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 5 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の表流動負債の部未払金の款その他未払金の項中

「		を	」
雨水無形固定資産購入費			
未払金			
「		に改	」
雨水無形固定資産購入費			
未払金			
污水管渠整備費未払金			
污水管渠更新費未払金			
処理場更新費未払金			
雨水管渠整備費未払金			
雨水管渠更新費未払金			
ポンプ場整備費未払金			
ポンプ場更新費未払金			

める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 162 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 8 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 令和 7 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求
めることについて
議案第 4 号 令和 8 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 163 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上久保自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 8 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

主たる事務所

変更前

代表者の自宅

変更後

伊勢市小俣町本町 713 番地 (上久保公民館)

伊勢市告示第 164 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 ジャパンスポーツ運営

津市西古河町 4 番 12 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

伊勢市やすらぎ公園プールの使用料

3 指定をした日

令和 8 年 5 月 12 日

4 委託をした日

令和 8 年 5 月 19 日

5 委託期間

令和 8 年 7 月 4 日から令和 8 年 8 月 30 日まで

伊勢市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 スポーツ・インフォメーション

四日市市日永 1 丁目 3 番 12 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

御薊 B & G 海洋センタープールの使用料

3 指定をした日

令和 8 年 5 月 12 日

4 委託をした日

令和 8 年 5 月 19 日

5 委託期間

令和 8 年 7 月 4 日から令和 8 年 8 月 29 日まで

伊勢市告示第 166 号

指定納付受託者である株式会社トラストバンクから事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 変更しようとする事項

(1) 事務所の所在地

変更前 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号

変更後 東京都港区北青山 2 丁目 14 番 4 号

(2) 変更年月日

令和 8 年 7 月 21 日

2 令和 8 年 3 月 23 日伊勢市告示第 30 号の一部改正

令和 8 年 3 月 23 日伊勢市告示第 30 号の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。

1 中「東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号」を「東京都港区北青山 2 丁目 14 番 4 号」に改める。

伊勢市告示第 167 号

令和 8 年 7 月 1 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 8 年度補正予算
の要領は、次のとおりです。

令和 8 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

令和 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、87,029 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60,695,410 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2, 0 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 6, 3 0 5, 5 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年 度 伊 勢 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 （第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 （単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	病 院 事 業 費 用	9, 180, 651	216, 867	9, 397, 518
第 4 項	特 別 損 失	100	216, 867	216, 967

令和 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 9 2，3 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6 0，8 8 7，7 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		11,072,014	102,849	11,174,863
	1 国庫負担金	7,154,079	83,475	7,237,554
	2 国庫補助金	3,845,543	19,374	3,864,917
18 県支出金		4,833,797	27,922	4,861,719
	2 県補助金	1,835,642	27,922	1,863,564
22 繰越金		75,943	6,208	82,151
	1 繰越金	75,943	6,208	82,151
24 市債		3,928,300	55,400	3,983,700
	1 市債	3,928,300	55,400	3,983,700
歳入合計		60,695,410	192,379	60,887,789

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	90,150

第 3 表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	52,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
農地等整備事業債	90,900	93,900

伊勢市告示第 168 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社泰香
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスかみぐち
所在地 伊勢市宮川 1 丁目 2 番 13 号
- 3 指定の年月日
令和 8 年 10 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 169 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
合同会社こはる
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 あいあい介護相談めいわ
所在地 多気郡明和町大字明星 2539 番地 31
- 3 指定の年月日
令和 8 年 7 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 170 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の住所

変更前 伊勢市中島 2 丁目 21 番 26 号

変更後 伊勢市中島 2 丁目 10 番 19 号

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第247回総会を次のとおり招集します。

令和8年7月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年7月16日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市公告第 40 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、北浜まちづくり会議から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 濱 口 松 美

変更後 濱 口 恵 一

伊勢市公告第 41 号

伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）第 3 条の規定により、次のように第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画を策定しましたので、同条例第 6 条の規定により公表します。

令和 8 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。